

公認審判員に関する規程

第1条【目的】

本規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「本連盟」という）定款第52条に基づき、本連盟に登録された軟式野球公認審判員（以下「公認審判員」という）の資格及び役割、地位に関する事項を定めることを目的とする。

第2条【定義】

公認審判員とは、毎年、全日本軟式野球連盟及び全日本野球協会へ軟式野球審判員として登録し、資格を得た審判員をいう。

2 公式試合とは、本連盟の日本国内で行われる主催大会（以下「全国大会」という）及びその予選大会、都道府県支部（以下「支部」という）で行われる本連盟が認めた大会をいう。

第3条【公式試合の審判員】

公式試合の審判は、公認審判員に限り行うことができる。

第4条【公認審判員の遵守義務】

公認審判員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令及び本連盟の各種規程等を遵守すること。
- (2) 競技規則を正しく理解し、常に公平な判定を行い軟式野球の発展に貢献すること。
- (3) 所定の審判員講習会、審判員研修会等に参加し、真摯に審判技術の向上に努めるとともに、審判員としての自覚と責任をもって行動すること。
- (4) 判定に関して不正や操作の疑念を持たれる事の無いよう、日常より自らを厳しく律し、私的な感情に流されないようにすること。
- (5) 差別及び暴力の不要を真に理解し、根絶に向けた努力を継続すること。
- (6) 軟式野球に係る規則等の認識、解釈が全国で統一されるよう情報の収集などに最大限の努力をすること。
- (7) 反社会的勢力、また、その組織と一切の関係をもたず、反社会勢力等からのあらゆる不当な要求を拒否する強い信念を持つこと。

2 審判員の服装は、競技者の服装と明確に区別できなければならない。

第5条 【役職の種類】

公認審判員のうち次の各号のとおり、技術委員、審判技術指導員（以下「指導員」という）及び審判技術研修員（以下「研修員」という）の役職を設ける。

- (1) 技術委員とは、全国大会において球審を行う技能を持ち、全国大会の審判委員長、副委員長を務める者で、本連盟規程に定めるブロックが推薦した候補者を、理事会において

承認した者及び理事会が特別に選任した者をいう。

- (2) 指導員とは、全国大会において球審を行う技能を有し、支部が推薦した者で、研修員として必要な所定の講習会を修了した者をいう。
- (3) 研修員とは、3年間の全国講習会及び所属のブロック講習会を2回受講ののち、指導員となる者をいう。

2 前項に定める公認審判員の組織的な運営に関する詳細は、別に定める。

第6条【本連盟から全国大会に派遣する公認審判員】

本連盟から全国大会の審判員として派遣する場合は、次の各号の公認審判員を派遣する。

- (1) 技術委員については、審判技術委員会（以下「技術委員会」という）から推薦された候補者とし、理事会により派遣が決定された技術委員。
- (2) 指導員については、技術委員会が当該全国大会に指導員を派遣する支部を推薦し、理事会により決定された支部が選出した指導員。

2. 全国大会に派遣される審判員の旅費等は、旅費規程により派遣役員と同等に支給する。

第7条【協議】

この規程に定めなき事項については、理事会で定める。

第8条【改正】

この規程の改正は、理事会の議決を経てこれを行う。

第9条【施行】

この規程は、令和4年12月8日から施行する。